

## 南郷上ノ山公園ドッグヤードの利用等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町が南郷上ノ山公園ドッグヤード（以下「ドッグヤード」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 ドッグヤードを利用できる者（以下「利用者」という。）は、4条の規定によるドッグヤードの利用の登録を受けたものとする。

### (利用者の心構え)

第3条 ドッグヤードの利用者は、施設を安全・快適に利用するため、管理・運営に協力するよう努めるものとする。

### (利用の手続き)

第4条 ドッグヤードを利用しようとする者は、葉山町都市公園条例施行規則第6条の2第1項の規定による利用登録公園施設登録申請書（第6号様式の2）に、次に掲げる書類を添えて南郷上ノ山公園管理事務所に提出し登録を受けなければならない。

(1) 犬の鑑札

(2) 1年以内の狂犬病予防注射済票

(3) 1年以内の5種以上の伝染病予防混合ワクチン接種済み証明書

2 葉山町教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

3 葉山町教育委員会は、前項の規定により登録を決定した者に利用登録証を交付するものとする。

4 前項の利用登録証の有効期限は当該年度の末日までとする。

### (利用時間)

第5条 ドッグヤードの利用時間は公園開園日の以下の時間とする。

(1) 6月から8月以外 8時30分から16時30分

(2) 6月から8月 8時から18時

### (遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 犬の行動に責任を持つこと。

(2) ドッグヤードの利用前に公園管理事務所で入場証を受け取り、利用後に返却すること。

(3) ドッグヤード内では必ず入場証を首から提げて利用者相互に利用登録者であることが確認できるようにすること。

(4) 犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用者の迷惑にならないよう努めること。

(5) ドッグヤードの利用において生じた犬同士の噛み合いによる負傷及び死亡並びに犬の病気感染等並びに他の利用者への噛みつき等の事故及び紛争については、利用者の責任において解決すること。万一、咬傷事故が発生した場合は、利用者は狂犬病

予防法の定めるところにより 24 時間以内に神奈川県鎌倉保健福祉事務所に届け出ること。

- (6)発情期の雌犬及び病気の犬をドッグヤードへ入場させないこと。
- (7)相性の合わない犬がいる場合やドッグヤードの雰囲気になじまない場合はリードを外さないこと。
- (8)ドッグヤード内へ食べ物を持ち込まないこと。
- (9)ドッグヤード内へ犬の遊具（ボール・フライングディスク等）を持ち込まないこと。
- (10)ドッグヤード内でブラッシングをしないこと。
- (11)家族で 16 歳未満の者が利用する場合は 16 歳以上の者が同伴すること。また、その同伴者の責任により入場すること。
- (12)犬以外のペットを連れてくる者、また、犬を連れていない者は入場しないこと。
- (13)犬のふんは、利用者が責任をもって回収し持ち帰ること。また、小便是水をかけるなどの処理をすること。
- (14)ドッグヤード以外の場所ではリード（180センチ以内）をつけ、他の公園利用者に迷惑をかけないこと。
- (15)ドッグヤードの個人・グループ等による貸し切り利用はしないこと。
- (16)利用者は、利用登録証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (17) 営業などを目的とする行為をしないこと。
- (18)ドッグヤードの利用に際し、町職員の指示に従うこと。

（利用登録の取り消し）

第7条 次に該当する場合には、教育委員会は利用登録を取り消すことができる。

- (1)前条の各号に規定する事項を遵守しないとき。
- (2)虚偽の申請により登録をしたとき。
- (3)同じ犬が何度も咬傷事故を起こしたとき。
- (4)利用者が当該要綱等に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から適用する。